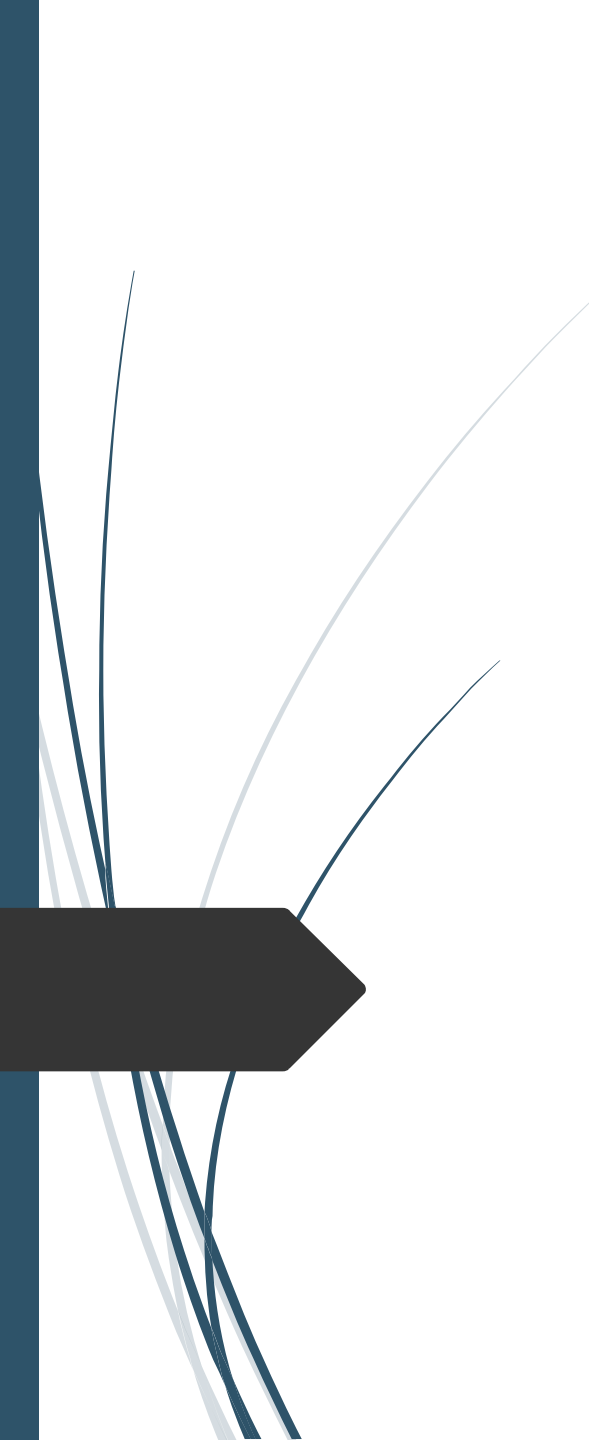


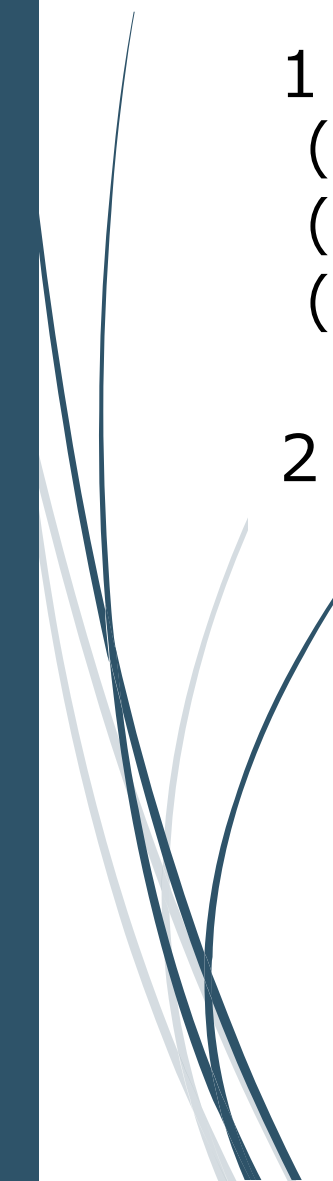


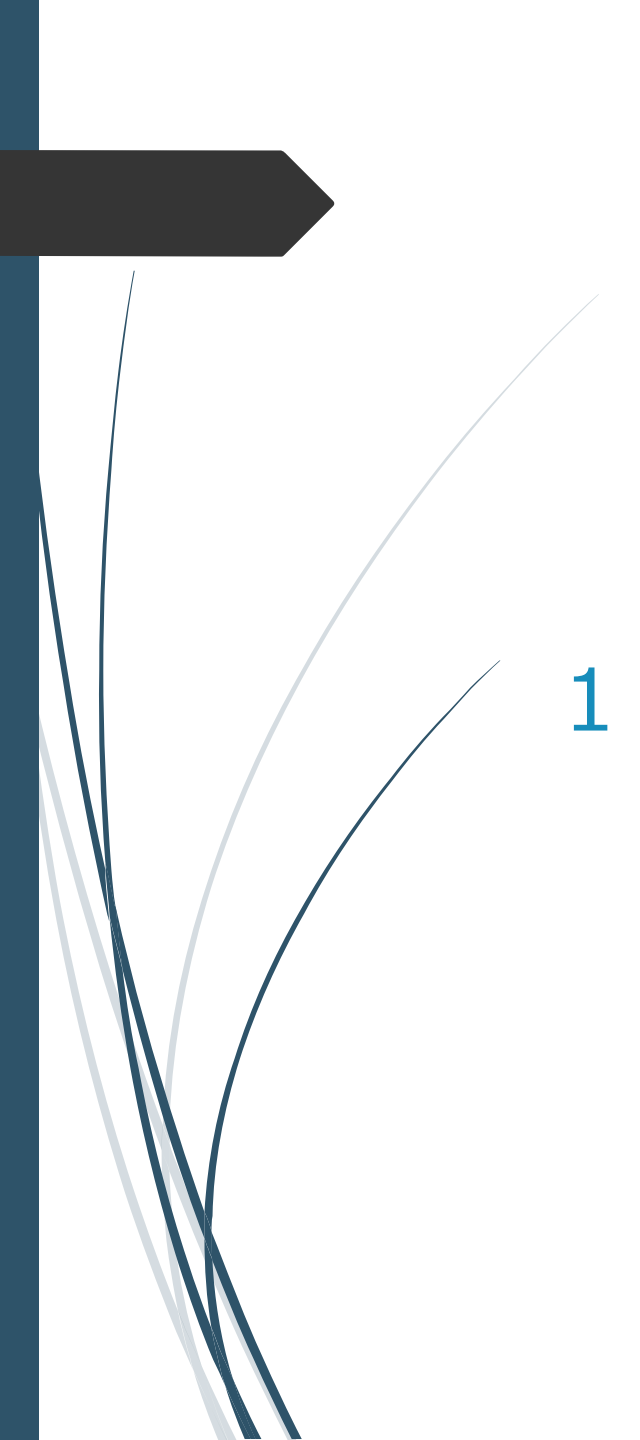
令和 7 年度袖ヶ浦市集団指導 周知事項

袖ヶ浦市役所高齢者支援課
令和 8 年 2 月



目次

- 1 電子申請・届出システムについて
 - (1) システムの概要から導入背景
 - (2) 袖ヶ浦市での取扱い
 - (3) 電子申請届出システム利用について
 - 2 窓口受付時間の変更について
- 



1 電子申請・届出システムについて

(1) システムの導入背景

電子申請・届出システムとは、介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、厚生労働省が整備・運用するシステムです。

令和6年4月1日施行の改正介護保険施行規則第165条7において、介護保険事業所に関する申請、届出及び申出は、原則として「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととされました。

経過措置期限である令和8年3月31日までに、全ての地方公共団体において本システムの利用を開始することが法令上求められています。

【参考】介護保険施行規則第165条7

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)
第百六十五条の七

次に掲げる申請、申出又は届出(以下この条において「申請等」という。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出しなければならない。

(要約)

⇒電子申請届出システムを使用して申請等をしなければならない。

(2) 袖ヶ浦市での取扱い

電子申請届出システムの利用開始について（通知）

令和6年9月より、電子申請届出システムの運用を開始いたしました。現在は、電子メールまたは紙媒体による提出も受け付けておりますが、令和8年4月1日以降は、原則として同システムを利用して申請等を行っていただくこととなります。

なお、電子申請届出システムの利用に係る事務手続中である等、やむを得ない事情が認められる場合に限り、引き続き電子メールまたは紙媒体による提出を受け付けます。

ただし、この取扱いは初回申請時のみの特例措置とし、次回以降の申請等につきましては、必ず電子申請届出システムを利用して行ってください。
(市ホームページ)

[電子申請届出システムについて - 袖ヶ浦市公式ホームページ](#)

受付可能な申請等（地域密着型サービス事業所等）

	申請届出	留意事項
1	新規指定申請	介護保険課管理班に相談
2	更新申請	提出期限：指定更新予定日の前々月末日まで
3	変更届	提出期限：変更が生じた日から10日以内
4	再開届	提出期限：再開後10日以内
5	廃止・休止届出	提出期限：廃止・休止する1ヶ月前まで
6	加算に関する届出	提出期限：変更事由が発生する日の前月の15日まで

（市ホームページ）

[地域密着型サービス事業所等の指定等について - 袖ヶ浦市公式ホームページ](#)

受付可能な申請等（総合事業）

	申請届出	留意事項
1	新規指定申請	提出期限：事業開始予定日の前々月末日まで
2	更新申請	提出期限：指定更新予定日の前々月末日まで
3	変更届	提出期限：変更事由が発生する日の前月の15日まで
4	再開届	提出期限：再開後10日以内
5	廃止・休止届出	提出期限：廃止・休止する1ヶ月前まで
6	加算に関する届出	提出期限：変更事由が発生する日の前月の15日まで

（市ホームページ）

[介護予防・日常生活支援総合事業に関して\(サービス事業者向け\) - 袖ヶ浦市公式ホームページ](#)

電子申請届出システムの解説動画について

- 厚労省YouTubeチャンネルで「操作ガイド（事業所向け）説明動画」が公開されています。「利用準備編（システム利用に必要な設定・準備等）」から操作手順の説明まで、全体を通して1時間程度の動画です。
- ▼下記リンクからアクセスできますので、ご視聴ください。
https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5

(3) 電子申請届出システム利用について

- 電子申請届出システムを利用するためには、デジタル庁が運用する『GビズID』を取得する必要があります。
- 下記リンクから取得できます

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

『GビズID』アカウントには、プライム・メンバー・エントリーの3種類があり、プライムもしくはメンバーを取得してください。エントリーでは電子申請届出システムが利用できません。

ログイン（GビズIDを取得後）

- 下記URLへアクセスするとログイン画面が出てきます▼

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_logout_logout=true

電子申請・届出システム

[▶ お問合せ先](#) [▶ ヘルプ](#) [▶ ご利用条件](#) [▶ 専用窓口](#)

日頃は電子申請届出システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

以下の日程でシステムメンテナンスを実施いたします。

メンテナンス中は、システムのご利用ができません。ご了承ください。

【メンテナンス期間】令和8年2月13日（金）18:00 ～ 令和8年2月16日（月）8:00

GビズIDでログインする

 GビズIDでログインする

 GビズIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

[このページのトップへ](#)

ログイン（GビズIDを取得後）

ログイン画面右上の「ヘルプ」から、操作マニュアルや操作ガイド等が見られます。操作を行う上に当たり、ご確認いただけるようお願いします。



- ▶ 操作マニュアル等をご用意の上、事前に取得したGビズIDアカウントのIDとパスワードを入力し、ログインを行ってください。

ログイン

ログイン後、右のとおり申請画面が出てきます。

「申請状況確認」では、届出の申請を行った後の、申請先での受付状況等が確認できます。

該当する届出を選択し、必要情報の入力、必要書類の添付を行ってください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. **申請届出状況確認**
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. **新規指定申請**
新規指定申請を行う機能
2. **変更届出**
 1. **介護保険事業の変更届出**
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
 2. **法人情報に係る一括変更届出**
福祉事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
3. **更新申請**
更新申請を行う機能
4. その他
 1. **再開届出**
 2. **廃止・休止届出**
 3. **指定辞退届出**
 4. **指定を不要とする届の届出** ※
 5. **介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請** ※
 6. **介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請** ※
 7. **介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請** ※
 8. **介護予防支援委託の届出** ※
 9. **指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請** ※
※ 4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
5. **加算に関する届出**
加算に関する届出を行う機能
6. **他法制度に基づく申請届出**
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

サービス分類を選択し申請等を行います。

[メニュー](#) > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 申請先選択

申請先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

☒ 居宅施設 ☐ 地域密着型 ☐ 基準該当 ☐ 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県 (選択して下さい) ▼

3. 申請先選択

申請先 (選択して下さい) ▼

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

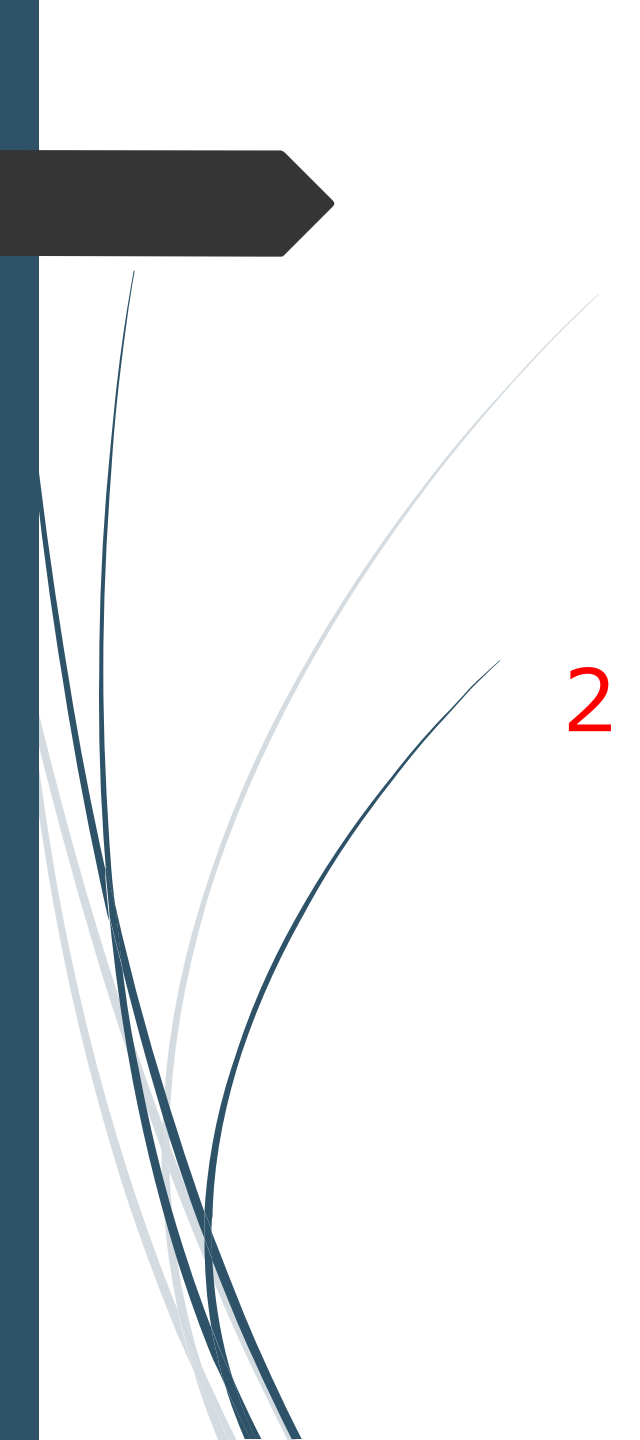
※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる申請サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存 次へ メニューへ

【留意事項】

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所につきましても、サービス分類は「地域密着型」に含まれます。



2 窓口受付時間の変更について

令和8年6月1日（月曜日）から窓口受付時間が変わります。

- 業務改善等を検討する時間を計画的に確保し限られた時間を効率的かつ有効に活用することで、行政サービスの向上を図るとともに、職員が働きやすい環境づくりを進めることを目的に、令和8年6月1日（月曜日）から窓口受付時間を変更します。
- 変更時期：令和8年6月1日（月曜日）から
- 受付時間：【変更後】9時00分から16時30分まで（現在：8時30分から17時15分まで）

※ 電話受付の時間はこれまでと変更ありません。

■ 対象

- ・市役所本庁（全部署）
- ・クリーンセンター（廃棄物対策課）
- ・終末処理場（下水道課）
- ・農業センター
- ・消防本部（※消防署は含みません）
- ・交流センター（市民会館・各公民館、平川・長浦行政センター）
- ・図書館（全3施設）
- ・郷土博物館

※保育所、消防署など上記以外は変更ありません。

令和8年6月1日（月曜日）から窓口受付時間が変わります。

■ 戸籍の届出について

戸籍の届出（出生・死亡・結婚・離婚等）の受付時間は変更ありません。

※戸籍の届出は、24時間365日受け付けています。

平日の受付時間外および土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日は、戸籍の届書をお預かりするのみとなります。

内容に不備があった場合や他の書類・手続き等が必要な場合は、平日に改めてお越しいただくことになりますので、ご了承ください。

■ クリーンセンターのごみの持ち込み受付時間について

ごみの持ち込み受付時間に変更はありません。

詳しくは、[ごみの持ち込みWeb予約について](#)のページをご覧ください。

■ 各交流センター（市民会館・各公民館、平川・長浦行政センター）の利用について

開館・施設利用時間は変更ありません。

施設の貸し出しについては今までどおり9時から21時までご利用いただけます。

※行政手続などについては9時00分から16時30分までとなります。

各交流センターの施設の貸し出し等については[市民会館・公民館](#)のページからご覧ください。

令和8年6月1日（月曜日）から窓口受付時間が変わります。

■ 図書館・郷土博物館の利用について

施設の利用や図書館の本の貸出・返却等はこれまでと同じ時間で利用できます。
詳しくは以下のページをご覧ください。

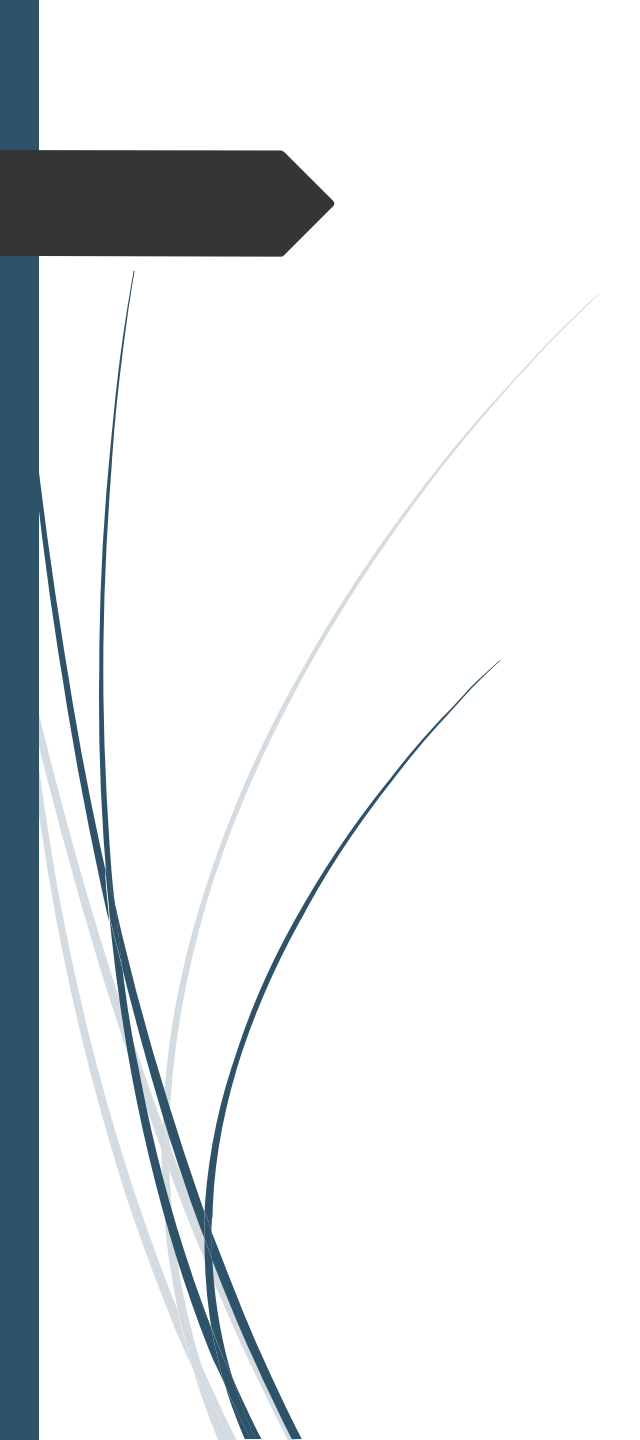
[図書館のご案内（袖ヶ浦市立図書館ホームページ）](#)

[郷土博物館のご案内](#)

その他

その他法令等により受付時間が定められている業務（選挙人名簿抄本閲覧等）はこれまでと変更ありません。

⇒各地区に設置されている地域包括支援センター業務（総合相談・権利擁護等）の
受付時間に変更はありません。



ご清聴ありがとうございました